

○三条市物品入札参加資格審査規程

平成17年5月1日

告示第5号

改正 平成24年4月1日告示第259号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、三条市が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びにその審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができる者)

第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有すると決定されたものとする。

(1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者

(2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを得ていない者

(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいない者（参加資格を有する者であって引き続き1年以上事業を営んでいたものから、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち市長が特に必要と認めたものを除く。）

(4) 次条第1項に規定する税について未納のある者

(5) 次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

（資格審査の申請）

第3条 資格審査を受けようとする者は、物品入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度（以下「直前営業年度」という。）に係る財務諸表

ウ 三条市に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある法人の場合には、主たる事務所又は事業所。以下この項において同じ。）を有する法人にあつては、三条市の市税納税証明書

エ 三条市に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 前条第1項第5号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する暴力団等の排除に関する誓約書

キ その他必要な書類

（2）個人の場合

ア 市町村長の発行する身分証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 直前営業年度に係る収支計算書

ウ 三条市に事務所又は事業所を有する者にあつては、三条市の市税納税証明書

エ 三条市に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 前条第1項第5号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する暴力団等の排除に関する誓約書

キ その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、資格審査を受けようとする者が前条第1項第3号に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものであるときは、承継申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人の場合にあつてはその登記簿謄本、個人の場合にあつては市町村長の発行する身分証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(2) 営業譲渡、合併又は相続をした事実を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 入札、契約等において登記所に提出した印鑑又は市町村長が印鑑登録をした印鑑以外の印鑑を使用しようとする者は、使用印鑑届出書を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（資格審査の申請期間等）

第4条 資格審査の申請は、定期申請及び随時申請の2種類とする。

2 定期申請は、平成17年及びこれを初年とする2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の2月1日から2月末日までの期間に行わなければならない。

3 随時申請は、随時に行うことができる。

（参加資格の決定等）

第5条 市長は、第3条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、資格審査を行い、当該申請を行った者が参加資格を有するかどうかを決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第6条 定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の4月1日から次の定期申請年の3月31日までとする。

2 随時申請に係る参加資格の有効期間は、前条の規定による通知を受けた日から次の定期申請年の3月31日（通知を受けた日が定期申請年の1月1日から3月31日までの期間に属する場合にあっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

（変更の届出）

第7条 第5条の規定により参加資格を有すると決定された者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに変更届出書に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住所、商号又は法人の名称若しくは代表者の氏名若しくは県内に有する営業所の名称若しくは所在地 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(2) 氏名 市町村長の発行する身分証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(3) その他営業内容についての重大な事項 変更の内容を明らかにする書類  
（廃業等の届出）

第8条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、速やかに廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 参加資格者が死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併その他の事由により消滅し、又は解散した場合 その役員であった者、破産管財人又は清算人

(3) 営業の全部の業種を廃止した場合 当該営業を廃止した個人又は当該営業を廃止した法人の役員

（参加資格の取消し）

第9条 市長は、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その参加資格を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項第1号の規定に該当するに至ったとき。

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があったとき。

(3) その営業に関し必要な許可、認可等の取消しを受けたとき。

(4) 虚偽又は不正な手段により第5条の規定による参加資格の決定を受けたとき。

(5) 第2条第1項第5号アからキまでのいずれかに該当するとき。

(6) 次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

2 市長は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いのあるときは、その者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の三条市物品入札参加資格審査規程（平成15年三条市規程第1号）若しくは栄町物品入札参加資格審査規程（平成15年栄町規程第3号）又は解散前の三条地域広域事務組合物品入札参加資格審査規程（平成15年三条地域広域事務組合訓令第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年4月告示第259号）

この規程は、告示の日から施行する。